

徴収の猶予・県税の減免・不服申立てなど

税金は納期限までに納めなければなりません。理由によっては、徴収の猶予・減免などが認められます。(申請が必要です。)

★ 徴収の猶予 ★

- 1 本人の財産について災害や盗難にあったとき。
- 2 本人や家族が病気や負傷したとき。
- 3 事業に大きな損失を受けたり、廃業や休業をしたとき。
- 4 軽油引取税・産業廃棄物処理税などで、代金などが売り掛けとなっているため、申告納税の期限までに税金を納めることができないとき。

★ 換価の猶予 ★

県税を一時に納めることにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められるときは、一定の要件に該当すれば滞納処分による財産の換価が猶予されます。(申請にあたり、財産の状況、収支の状況を確認させていただきます。また、分納計画を守ることが条件です。なお、延滞金が一部免除になります。)

★ 減免・課税免除 ★

天災その他特別の事情がある場合や、公益上の事由がある場合で、条例で定められる一定の要件にあてはまるときには、申請により税金の一部又は全部が免除されます。

★ 不服申立て (審査請求) ★

県税の課税・徴収の処分について不服がある場合には、処分があったことを知った日(処分に係る通知書を受け取った日等)の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。

★ 更正の請求 ★

申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から5年以内に限り減額の更正の請求ができます。

更正の請求のできる県税

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人の県民税・法人の事業税(特別法人事業税又は地方法人特別税を含む。)・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・産業廃棄物処理税

